

公立大学横浜市立大学における撮影受入れに関する取扱要領

制 定 平成 17 年 9 月 30 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、法人の P R に寄与するなど広報活動の一環として、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）が運営する大学・病院等の施設で映画・番組・CM等のロケ撮影（以下「撮影」という。）を受け入れる場合における必要事項について定める。

(撮影の種類)

第 2 条 撮影の種類は、次のとおりとする。

(1) 動画（ムービー）

以下の用途のために撮影される動画。国内や海外で公開されることを目的として制作される映画、テレビ番組、コマーシャル、音楽プロモーションビデオ等の動画、インターネットやSNSを通じて配信される動画作品等全般。

(2) 静止画（スチール）

以下の用途のために制作される静止画。新聞・雑誌用広告写真やインターネットやSNS等で使用される写真、CD等光学ディスク用ジャケット写真、写真作品等全般。

(撮影の内容)

第 3 条 次の各号の一に該当する内容の撮影は受け入れない。

(1) 教育、研究、診療又は法人の運営に支障をきたすおそれがあるもの

(2) 個人のプライバシーを侵害するおそれがあるもの

(3) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に利用するおそれがあるもの

(4) 公立大学法人の有する大学、病院、施設として受け入れることがふさわしくないとと思われるもの

(5) その他、理事長が受入れを不相当と認めるもの

(撮影の場所)

第 4 条 次の各号の一に該当する場所でのみ、撮影を受け入れる。

(1) 金沢八景キャンパス

(2) 福浦キャンパス

(3) 鶴見キャンパス

(4) 舞岡キャンパス

(5) 附属病院

(6) 附属市民総合医療センター

(撮影施設使用料)

第 5 条 映像製作者が、撮影に伴い法人に納入する「撮影施設使用料」は、別表のとおりとする。

2 映像製作者は、法人が指定する期日までに、撮影施設使用料を法人が指定する銀行口座に振込みにより納入しなければならない。

(撮影施設使用料の減免)

第6条 理事長は、次の各号の一に該当する場合は、次の基準により撮影施設使用料を減免することができる。

(1) 法人の紹介が主目的であると認められる場合 (免除)

(2) その他、理事長が必要と認める場合 (免除、5割減額又は3割減額)

(撮影施設使用許可申請書等)

第7条 映像製作者は撮影希望日の1週間前までに撮影施設使用許可申請書(様式1)をもって法人に対し撮影の許可を申請するものとする。

2 理事長は撮影におけるトラブルを防止するため、映像製作者から撮影注意事項を記載した確認書に記名したものを提出させるものとする。

3 理事長は撮影を許可する場合は、映像製作者に撮影許可証を交付するものとする。

(損害賠償及び免責)

第8条 映像製作者は、故意又は過失により施設、設備、備品等を破損又は滅失させたときは、担当者の指示に従い施設等を原状回復し、又はその損害を賠償しなければならない。また、撮影時に発生した事故においても同様とする。

2 法人は本要領に基づき制作された映像作品の内容について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この要領に係る事案については、課等の長の専決事項とする。

2 撮影受け入れに係る窓口は、総務課広報担当で行う。また、撮影に係る具体的な調整及び事務作業は各キャンパス・病院の庶務担当もしくは施設管理所管部署で行う。

3 この要領に定めるもののほか、撮影の受け入れに関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

第5条に規定する撮影施設使用料等は、次に定めるとおりとする。(単位：円)

項目		単価(税抜)
撮影施設使用料 (動画・静止画)	半日(4時間以内)	120,000
	1日(4時間を超えて8時間以内)	240,000
	時間外超過料金(1時間当たり)	50,000
	短時間撮影料金(1時間未満)	30,000

(備考)

- 1 通常の撮影時間は9時から17時。それ以外の時間は時間外超過料金の対象。
- 2 撮影施設使用料等は税抜価格で表示。
- 3 撮影施設使用時間には搬入・搬出時間を含む。
- 4 撮影終了時に提出する撮影結果報告書により使用時間を確認し、撮影施設使用料を請求。
- 5 撮影に係る光熱水費は撮影施設使用料に相当額を含むものとする。